

【夏合宿第4問】

甲は、平成27年3月16日頃、Aに対して、Aが契約に違反したので違約金を支払う義務が生じた旨のうそを言って現金150万円の交付を要求した。

その後、Aは、うそを見破り、警察に相談してだまされたふり作戦を開始し、現金が入っていない箱を指定された場所に発送した。一方、乙は同月24日以降、だまされたふり作戦が開始されたことを認識せずに、甲から報酬約束の下に荷物の受領を依頼され、それが詐欺の被害金を受け取る役割である可能性を認識しつつこれを引き受け、同月25日、八王子市内の空き部屋(指定された場所)でAから発送された現金が入っていない荷物を受領した

甲及び乙の罪責を検討せよ。

参考判例：最高裁平成29年12月11日第三小法廷決定